

2018年版
警察庁
文部科学省

ネットには 危険もいっぱい

⚠ 他人事だと思ってない？

SNSを通じて犯罪被害に遭った子供が増えており、平成29年は過去最多です。
特に夏休みは、様々なトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと考えて行動しましょう！

⚠ 平成29年に検挙した実際の事例 ⚠

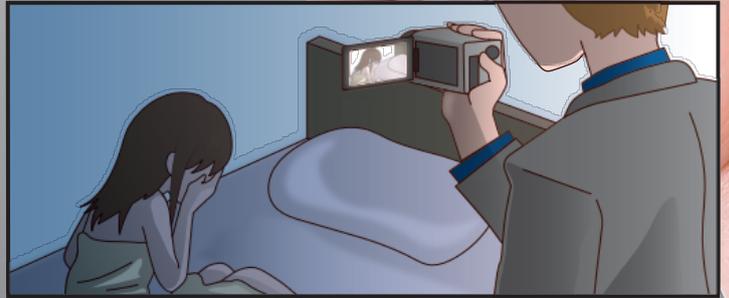
事例1 優しい人だと思って安心したら...



SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「^{なぐさ}慰めてあげる」、「^{さそ}迎えに行つてあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭ってしまった。

⚠ 誘拐や殺人事件などの重大な犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。

事例2 お金欲しさに軽い気持ちで...



お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅されて性被害を受けてしまった。さらに、その様子を動画に撮られネットで流されてしまった。

⚠ 男子にも同様の被害に遭った子供もいます。

事例3 自画撮り画像を送信してしまい...



「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでもらったら、「^{はだか}裸の写真を送れ」と脅された。断ると犯人は同年代の女の子になりすまし、「私も断つたところ、ひどい目にあつた」などと言って不安にさせ裸の写真を送らされてしまった。

⚠ 100人以上の子供が裸の写真などを送らされてしまいました。

事例4 気がついたら自分が加害者に...



SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生にSNSで送信してしまった。

⚠ 人からもらった裸の動画や画像を転送するだけでも犯罪になります。(※)

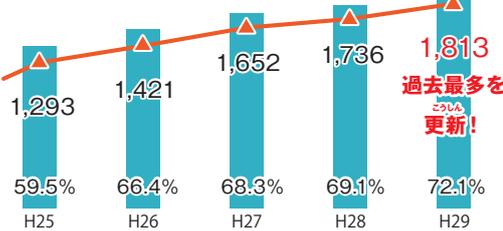
※児童買春・児童ポルノ禁止法違反(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

⚠ SNS犯罪被害が過去最多！

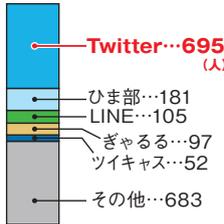
平成29年、SNSを通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った子供は1,813人(前年比+77人)で、過去最多。被害は高校生が半分以上。

被害に遭った子供

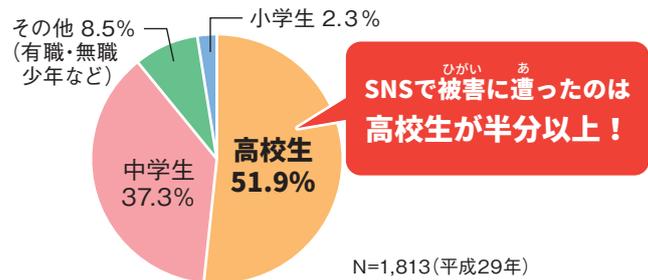
■ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況
▲ 被害児童数



被害児童数が多いサイト



被害に遭った子供の内訳

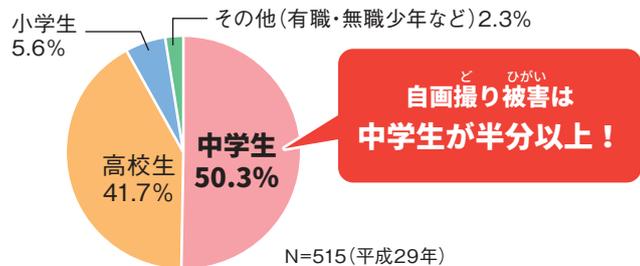


SNSで被害に遭ったのは高校生が半分以上！

⚠ 自撮り被害増加！

平成29年、児童ポルノの自撮り被害*の子供は515人(前年比+35人)と増加傾向。半分以上が中学生。

自撮り被害に遭った子供の内訳



自撮り被害は中学生が半分以上！

*「自撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして子供が自分の裸を撮影させられた上、SNSなどで送信させられる被害をいう。

⚠ フィルタリング状況

被害に遭った子供のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかった。

契約時は利用していたが被害当時は利用なし 114(7.4%)
利用あり 130(8.4%)



「被害当時は利用なし」も併せて9割以上に！

利用なしが8割以上！

被害に遭わないためにできること(保護者の皆様へ)



必ずフィルタリングを！

平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリング説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを！

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_use/leaflet.html

実際の手口を知りましょう！

警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非ご覧下さい。



スマートフォン、パソコンどちらでもご覧いただけます。

公益財団法人警察協会
インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発
<http://www.keisatukyoukai.or.jp/untitled29.html>

もしもこのようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら



最寄りの警察本部の相談窓口につながります。*緊急の事件・事故の場合は「110」番へ

警察相談専用電話
☎ # 9110

性犯罪被害相談電話
☎ # 8103 (ハートさん)

電話の発信地域を管轄する警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

各都道府県警察では、いじめ、犯罪などの被害に苦しむお子さんや、ご家族のために少年相談窓口を開設しています。いつでも遠慮なくご相談下さい。

警察庁ホームページ
都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

(写)

道 生 第 7 1 5 号

平成30年6月22日

北海道教育委員会教育長 様

北海道知事 高橋 はるみ

平成30年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」について

青少年行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今日、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、消費社会化など社会情勢は大きく変化し、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。

昨年、道内において刑法犯で検挙・補導された少年は1,308人であり、このうち14歳未満の割合は38.1%と、一昨年比に比べ4.7ポイント増加するなど低年齢化の傾向にあり、また少年による凶悪な事件も後を絶ちません。

さらに、近年、スマートフォンやSNSを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加傾向にあるなど、青少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況となっています。

このため、国の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」として、青少年の非行と被害の防止を図る取組を実施するため、別添のとおり平成30年度実施要綱を策定しましたので、主催者としてご協力をお願いいたしますとともに、各学校及び貴所管の関係団体等への周知につきましても併せてお願いいたします。

環境生活部くらし安全局道民生活課
青少年グループ 担当：高嶋
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-231-4111（内線24-164）
FAX：011-232-4820
takashima.shunsuke@pref.hokkaido.lg.jp

平成30年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」実施要綱

1 趣旨

今日、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年をめぐるっては、昨年、道内において刑法犯で検挙・補導された少年は1,308人であり、このうち14歳未満の割合は38.1%と低年齢化の傾向にあり、少年による凶悪な事件も後を絶たない。

また、近年スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加傾向にあるなど、青少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況となっている。

次代を担う青少年の育成は、道民全体に課せられた責務であり、平成20年3月に道が策定（平成27年3月改訂）した「北海道青少年健全育成基本計画」（どさんこユースプラン）に掲げられた関連施策を着実に推進するとともに、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、関係機関・団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行防止等のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行防止等について、道民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

2 期間

平成30年7月1日（日）から31日（火）までの1か月間

3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察

4 協力

北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道高等学校長協会、北海道特別支援学校長会、（公財）北海道青少年育成協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、札幌市PTA協議会、北海道女性団体連絡協議会、（一社）北海道子ども会育成連合会、（公財）北海道暴力追放センター、（公財）北海道防犯協会連合会、北海道少年補導員連絡協議会、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会、（社福）北海道社会福祉協議会、（公財）北海道民生委員児童委員連盟、“社会を明るくする運動”北海道推進委員会

5 重点課題（目標）

- (1) インターネット利用に係る犯罪被害等の防止
- (2) 子供の性被害の防止
- (3) 有害環境への適切な対応
- (4) 薬物乱用対策の推進
- (5) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- (6) 再非行（犯罪）の防止
- (7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- (8) 社会を明るくする運動の推進
- (9) 「道民家庭の日」の普及

6 主な実施事項

(1) インターネット利用に係る犯罪被害等の防止

平成29年10月に座間市で発覚した悲惨な事件を二度と繰り返さないことは関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、「座間市における事件の再発防止策について」（平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたとこ

ろであるが、関係者の協力を得つつ、同再発防止策を確実に実行する。

特に、SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策として、削除等に対する事業者・利用者の理解を促進するとともに、SNS事業者等による自主的な削除の強化、インターネット・ホットラインセンターへの通報促進等の事業者・関係者による取組を強化する。

加えて、インターネット上の有害環境から若者を守るための対策として、本年2月に改正法が施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の改正内容について一層の周知に努めるほか、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第3次）（平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、民間団体の取組の支援等の関連施策を着実に推進する。

また、青少年がインターネット利用に係る犯罪の被害等に遭うことがないように、警察、教育機関等の関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態、インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する家庭でのルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性について積極的な広報啓発を行うとともに、犯罪の被害や有料サイト利用料金名目の架空請求を始めとしたトラブル等に遭った際の相談窓口等についても周知徹底を図る。

中でも、近年多発しているSNS等に起因する犯罪から青少年を守るため、SNS等の危険性について教育・周知・啓発を行う。

(2) 子供の性被害の防止

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たないことを鑑み、これらに対して対症療法的な取組にとどまらず、政府が一体となって子供の性被害が発生する要因・背景にまで踏み込んだ施策を講じ、子供の性被害の撲滅を期するため、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）が策定されたところであるが、同プランに基づき、「子供の性被害を絶対に許さない」という国民意識を高め、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護・支援等の取組を推進する。

とりわけ児童が児童買春、「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯や、いわゆる「JKビジネス」等に係る被害を受けることのないよう、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

(3) 有害環境への適切な対応

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、また、興行者、インターネットカフェ、カラオケボックス、マンガ喫茶等の事業者に対して青少年の深夜（午後11時以降）の立入禁止の徹底を求めることなど、条例の遵守を徹底するとともに、その状況を確認するため立入調査を実施する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(4) 薬物乱用対策の推進

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻事犯や検挙人員が急増しており、青少年への広がり懸念されることから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(5) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。

また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

とりわけ少年の被害が後を絶たないストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

このほか、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

(6) 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、平成28年12月7日に成立し、同年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）や同法律による「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労支援・就学支援を一層推進する。

(7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、北海道教育委員会が設置している「子ども相談支援センター」の無料の教育相談電話（0120-3882-56 [24時間]）や「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る

相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なＳＯＳの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やＰＴＡ等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、ＳＮＳ等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

(8) 社会を明るくする運動の推進

地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支える「社会を明るくする運動」を推進する。

(9) 「道民家庭の日」の普及

子どもたちの基本的な規範意識や生活習慣を学ぶ場として、家庭が果たす役割の重要性を再認識するため、家族が団らんでできる機会を持つ日として提唱されている「道民家庭の日」（毎月第３日曜日）の普及促進を図る。

7 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が道民に定着していくようにするため、道民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。

(写)

道 生 第 7 1 6 号

平成30年6月22日

各 部 長
教 育 庁 教 育 部 長 様
警 察 本 部 生 活 安 全 部 長

環 境 生 活 部 長

平成30年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」に係る

知事メッセージについて

青少年行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」について、道民の理解と協力を得るため、知事メッセージを発信します。

つきましては、別添のとおり知事メッセージを送付しますので、貴部庁所管の青少年非行防止等の関係団体などへ周知をよろしくお願いいたします。

くらし安全局道民生活課
青少年グループ 担当：高嶋
TEL：011-231-4111（内線24-164）
FAX：011-232-4820
takashima.shunsuke@pref.hokkaido.lg.jp

「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動」北海道知事メッセージ

北海道は今年、命名150年という大きな節目の年を迎えました。私たちが、この豊かなふるさとを次の世代にしっかりと引き継いでいくためには、本道の未来を担う青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに、希望と誇りを持って成長していくことが大切です。

しかし、青少年を取り巻く社会状況をみますと、スマートフォンやSNSなど新たな機器・サービスの急速な浸透等に伴い、少年犯罪の低年齢化や児童虐待、SNS等の利用を起因とする児童買春・児童ポルノ事件等による被害が増加傾向にあるなど様々な変化が生じており、こうした状況に対応していくためには、家庭、学校、地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、青少年の非行と被害の防止に取り組んでいくことが重要です。

このため、道では、7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」とし、市町村や関係機関・団体等との協力・連携により地域の力を結集して、青少年の健全育成の気運の醸成や、非行と被害の防止を図るため、次の9つを重点課題（目標）として取り組みます。

皆様には、本月間の取組に特段のご理解とご協力をお願いいたします。

○ 重点課題（目標）

- (1) インターネット利用に係る犯罪被害等の防止
- (2) 子供の性被害の防止
- (3) 有害環境への適切な対応
- (4) 薬物乱用対策の推進
- (5) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- (6) 再非行（犯罪）の防止
- (7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- (8) 社会を明るくする運動の推進
- (9) 「道民家庭の日」の普及

平成30年7月

北海道知事 高橋 はるみ